

C & R

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人C C Rが設置するC & R（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業(以下「事業」という。)は、要介護(要支援)状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すことを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 2 指定訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導または説明を行う。
- 3 指定訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- 4 常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行う。
- 5 特殊な看護等については、これを行わない。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

第3条 事業者が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、

従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 C&R
- 2 所在地 熊本県熊本市中央区島崎1丁目32-1

(職員の職種、員数、及び職務の内容<指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務>)

第6条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤 看護職員と兼務）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 看護職員 常勤換算2.5名以上
看護職員は、主治の医師との密接な連携及び訪問看護(指定介護予防訪問看護)計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要な看護、指導を行う。
- 3 理学療法士 相当数配置
理学療法士は、理学療法及びその他の必要なリハビリテーションを行う。
- 4 作業療法士 相当数配置
作業療法士は、作業療法及びその他の必要なリハビリテーションを行う。
- 5 事務職員 相当数配置
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日

月曜から金曜、土曜午前のみ。

ただし、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）、お盆（8月14日～8月16日）を除く。

2 営業時間

午前9時から午後6時（土曜日は午前9時から12時）までとする。

3 サービス提供日及びサービス提供時間

平日は午前9時から午後6時 土曜日は午前9時から12時

日曜・祝日は午前9時から午後6時

※ただし、電話等により24時間常時連絡対応可能な体制とする。また、必要に応じて営業日又は営業時間外も提供する。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法)

第8条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、看護職員、その他指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供に当たる従業者（以下「看護職員等」という）の常勤の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供する。
- 3 正当な理由なく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を拒まない。ただし、利用申込者の病状、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係わる指定居宅介護支援事業者等への連絡を行い、他の適当な指定訪問看護事業者(指定介護予防訪問看護事業者)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 5 前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供する。
- 6 看護職員等は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族からこれを求められたときは、これを提示するものとする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第9条 本事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

内容は次のとおりとする。

1. 病状の観察
2. 清潔の保持に関すること(清拭・洗髪・入浴介助等)
3. 褥創の予防及び処置
4. 食事・排泄等の日常生活動作の介助
5. 医療機器やカテーテル類の管理
6. リハビリテーション
7. 介護者・家族の方への療養指導などの支援や健康相談
8. 在宅での終末期を希望される方への援助
9. 認知症患者の看護
10. その他、医師の指示による医療処置

(指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の利用料等)

第10条

- 1 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供した場合の利用料の額は、該当指定訪問看護が法定代理受領サービス以外である時は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
法定代理受領以外の指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。(「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。)
- 2 前項の利用料のほか、利用者の選定により、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問看護を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができるものとし、当該交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から、1kmあたり10円(片道)の支払いを受けるものとする。
- 3 第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、熊本市とする。

(主治の医師との関係)

第12条

- 1 本事業所は、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書により受けるものとする。
- 2 本事業所は主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に提出するものし、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携を図るものとする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第13条

- 1 看護職員等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。
- 2 看護職員等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成する。
- 3 看護職員等は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明する。
- 4 看護職員等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。
- 5 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。

(サービス提供の記録)

第14条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した際には、当該指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供日及び内容、法定代理受領サービスに係る費用の額、その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第16条 訪問看護師等は、現に指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を行っているときに利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 利用者が正当な理由なく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたとき又は偽りや不正な行為によって保険給付を受け又は受けさせようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(秘密保持)

第18条

- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第19条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して本事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしないものとする。

(事故発生時の対応)

第20条

- 1 利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第21条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第22条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する注意事項)

第25条

- 1 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 2 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に関する主治医の指示書、訪問看護計画と報告書、サービス内容、市町村への通知、苦情の内容、事故の状況等の記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人CCRと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。